○叙勲

旭日単光章を授けるもの（各通）（五月十日）
阿部　實　井上不二夫　木一　良政

旭日単光章を授けるもの（各通）（五月十一日）
鈴木原　河　壹二　氾一　金子　徹　原　五月　静雄　日　須永　博

旭日単光章を授けるもの（各通）（五月十二日）
長谷川　英伸　小松澤　勲　松尾　為男　菅原　祐一

旭日単光章を授けるもの（各通）（五月十三日）
八木橋　誠　舘山　俊明

瑞宝小綬章を授けるもの
森川　壯之助

瑞宝双光章を授けるもの（各通）
山田　杉　昭壽　西戸　茂郎　本　篤治

瑞宝単光章を授けるもの（各通）（以上五月十日）
（東京水産大学名誉教授）
藤田　秋元　恒　坂原　公和夫　山本　勇秩夫　小嶋　公司　渡邉　信行　高山　文　髙橋　市　近藤　和田　廣也　岩垣　堅一　成　利澤　信夫　林　小田嶋　一男　松原　弘　口　博文　山田　秀義　菊池　忠孝　久保　節　大松　直英　川岸　日）　葉　千　楠　月　良　祐　小枝　清　板　弘　戸　義和　山　保　則　遠　一郎　本　令　延好　宮城県警部）　藤　賢　武内　清人　木　倉　上　野崎　知行　切　倉　生　曙　義　田河路　義廣　島　泰憲　園　武留朗　田　信一　原　宏　上地　昭　（高知大学名誉教授）　須江　宜子　松元　忠男

瑞宝小綬章を授けるもの（各通）
佐藤　清

瑞宝双光章を授けるもの（各通）（以上五月十四日）
小山　仁　篠崎　辰夫

瑞宝双光章を授けるもの（各通）（五月十五日）
古田　要二　村井　幸雄　百瀬　美昭

瑞宝双光章を授けるもの（各通）
寒河江　道雄　玉利　喜一郎

瑞宝単光章を授けるもの（各通）（以上五月十六日）
東條　寛一

瑞宝双光章を授けるもの（五月十八日）

官庁発表

官庁事項

福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成30年６月19日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のとおり」は省略し、福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成30年６月19日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のとおり」は省略し、追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成30年６月19日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のとおり」は省略し、大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成30年６月19日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のとおり」は省略し、歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

福島地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成30年６月19日

農林水産大臣　齋藤　健

１　廃止した理由

本地区において、衛生管理対策、漁業活動の効率化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

外郭施設の整備により、港内静穏度が向上し、岸壁係留時の安全性が図られている。また、船揚場の整備により、漁船上下架時の就労環境の改善が図られているとともに、低天端岸壁の整備により、小型船の陸揚げ環境の改善が図られている。さらに、道路の整備により、水産物輸送の効率化が図られている。

４　廃止したことによる影響に関する事項

本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項

新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成14年５月30日に公表した追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成30年６月19日

農林水産大臣　齋藤　健

１　廃止した理由

本地区において、衛生管理対策、漁業活動の効率化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年５月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

沖合人工島の整備により、背後静穏水域の養殖漁業の推進が図られているとともに、陸揚げや荷さばき作業時の異物混入の防止及び直射日光による鮮度低下が防止され、水産物の品質向上と厳冬期などにおける就労環境の改善が図られている。また、外郭施設の整備により、越波が防止され、漁港利用の安全性が向上し、岸壁係留時の安全性が図られている。さらに、橋梁の改良により、水産物輸送の安全性が図られている。

４　廃止したことによる影響に関する事項

本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、新規に策定する計画に編入するため影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項

新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。